

学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度とは、大学・専修学校などの在学中に、本人の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることが困難なとき、申請して承認されると、在学中の保険料を猶予する制度です。

対象 国民年金第1号被保険者（20歳から60歳未満）の学生

所得基準額 申請者本人の前年の所得金額が118万円以下（扶養親族、社会保険控除などがあれば、加算あり）の場合

申請できる期間 20歳以上の学生のうち、次の期間

■ 過去期間：申請月から2年1か月前まで

■ 将来期間：申請年度末まで

※すでに保険料が納付済の月を除きます。

【例】

平成27年5月に、平成25年4月から平成28年3月までの期間を申請する場合、次の①②③の期間の申請ができます。

① 平成25年度分（平成25年4月～平成26年3月）

② 平成26年度分（平成26年4月～平成27年3月）

③ 平成27年度分（平成27年4月～平成28年3月）

※この例の場合、平成25年3月以前の分は時効により申請できません。

申請方法

■ 前年度の申請に基づき平成27年度の在学が確認できた方

日本年金機構から学生納付特例の継続申請確認通知が送付されます。

平成27年度も継続して申請する場合は、同封のは

がきに必要事項を記入して日本年金機構に返送してください。

■ 継続申請確認通知が送付されなかった方

■ 初めて申請する方

市役所または日本年金機構の窓口で申請してください。

申請に必要なもの 年金手帳、学生証・在学証明書など（学生である事が証明できるもの）、印鑑（代理人が申請する場合）

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。事前に問い合わせてください。

問合せ 日本年金機構 青梅年金事務所 ☎ 0428-3013410 / 市民課 高齢医療・年金係 ☎ 137



リサちゃんといくるちゃんの
分別クイズ！
＜洗面台で出るごみの分別は
わかるかな？の巻＞



リサちゃん いくるちゃん

※1 洗剤を流すとき ② 歯ブラシを洗うとき ③ 歯ブラシを洗った水（容器）を流すとき

事業計画の策定

羽村市障害者計画及び第4期羽村市障害福祉計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」の二つの計画を一体的な計画として策定しました。

この計画では、これまで羽村市障害者計画の基本理念としてきた「ともに生きる地域社会」はむらの創造を引き続き基本理念として掲げながら、基本的視点を、人権の尊重、自己決定の尊重、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進として、一層の障害者施策の推進を図っていきます。

※羽村市障害者計画及び第4期羽村市障害福祉計画は、市役所1階障害福祉課窓口・市政情報コーナー、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。
問合せ 障害福祉課障害福祉係 172

羽村市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく「羽村市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画には、就学前の子どもの教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望を踏まえ、計画期間（平成27～31年度）における必要の見込みや提供体制の確保の方策などを定めました。

なお、「羽村市子ども・子育て支援事業計画」は、

羽村市次世代育成支援行動計画の後継計画として策定しています。策定にあたり、今までの計画の施策についてはほかの関連計画との整理を行っています。

※羽村市子ども・子育て支援事業計画は、市役所2階子育て支援課窓口・1階市政情報コーナー、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 子育て支援課 234

第三次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画

市では、犯罪・交通事故・火災による被害のない、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、生活の安全の確保に関する具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第三次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」（計画期間：平成27～29年度）を策定しました。

この計画は、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」に基づき策定する計画であると同時に、羽村市長期総合計画が目指す「誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現」を目標とし、生活の安全の確保に関する具体的な施策を総合的に推進する計画です。

羽村市における犯罪・交通事故・火災の発生状況の推移と、それぞれの課題についてまとめました。

また、施策の展開について、市・市民・事業者・土

地等管理者の具体的な取組みの内容を定めました。

※第三次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画は、市役所2階防災安全課窓口・1階市政情報コーナー、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 防災安全課交通・防犯係 216

健康増進計画「健康はむら21（第二次）」

「健康はむら21」は、健康増進法の規定に基づき、「すべての市民が生涯にわたり健康で明るく元気で生活できる地域社会」の実現を目指し策定しました。

今回策定した「健康はむら21（第二次）」では、健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりの主体的な取り組みや、地域や関係機関と協働し支援する体制を整えることを柱とし、健康なまちづくりを推進していきます。

※健康増進計画「健康はむら21（第二次）」は、保健センター窓口、市役所1階市政情報コーナー、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 保健センター ☎ 5555-1111 624